

熊本高等専門学校ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会議事要旨

日 時 令和2年12月9日（水）10：00～11：20
場 所 熊本キャンパス：大会議室、八代キャンパス：テレビ会議室
出席者 熊本キャンパス
大塚教授、小山教授、小田川教授、尾方総務課長
八代キャンパス
田中（禎）教授、湯治教授
欠席者 熊本キャンパス
永野教授、小田教授

審査申請者 野尻講師

議 事 アシストスーツ等の導入による農作業の軽労化効果の評価（令和2年度）に対する倫理審査について

大塚委員長から、野尻講師へ倫理審査申請のあった経緯について説明願いたい旨発言があった後、野尻講師から、倫理審査申請書に基づき説明があった。

引き続き、大要、次のような質疑応答があった。

- ・今回の調査研究は、野尻講師の研究に対して、県が協力するものか。
- ・県からの依頼によるものである。
- ・県において倫理審査は行われたのか。
- ・県においては行われていない。
- ・今回の倫理審査は、県において倫理審査が行われていないことから、本校において倫理審査を行った上で、調査研究を実施することが相当であることから、実施するものである。
- ・被験者を対象とする実験の延べ日数は何日程度か。
- ・実験は、週3日で、2月まで行う予定であるため、概ね30日間を予定している。
また、被験者に対しては、大変な作業を行わせることは予定していない。
- ・被験者が後日になって身体的苦痛が生じた場合に、これを補償するために、保険への加入も考えられる。
- ・実験は、主にどこで行われるのか。倫理審査申請書及び業務委託契約書からして、明確でない。
- ・6号棟3階のレクチャー室を行う予定である。
- ・重量物を持つての歩行や荷積みが行われるが、落下に備えて安全靴の着用などは考えていないのか。

- ・被験者には安全靴を着用させることにしている。
- ・業務委託契約書の第 13 条に従事者の事故等に関し規定されているが、損害賠償責任を負う主体が不明確のように思える。

以上のような質疑応答があった後、野尻講師は、退席

質疑応答を踏まえ、引き続き、審査を行い、次のとおり判定した。

判定 「条件付き承認」

- 条件
- ・倫理審査申請書に、実験の実施場所を記載するとともに、業務委託契約書第 13 条に規定されている損害賠償責任について、その責任を負う主体を明確に記載すること。
 - ・実験の実施場所の変更など、実験環境の変化が生じる場合には、事前に本委員会委員長へ報告すること。

なお、今回付された条件については、その充足を確認するため、野尻講師から条件を満たした申請書をあらためて提出願ひ、本委員会で最終確認を行うこととなった。

以 上